

公的年金等を受給されており、 所得税の確定申告書の提出が不要となられたかたへ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下であっても市県民税の申告が必要な場合があります。次のフローチャートにより市県民税の申告が必要かをチェックしてください。

※所得税が源泉徴収されており、還付を受ける場合は確定申告が必要です。

